

No. 318

全 仏

5/61



開かれた全仏理事会

写真は去る3月26日に曹洞宗宗務庁研修道場で開催された理事会の様である。正面奥の若槻修道理事長を中心に種々審議された。(関係記事2面)

全日本仏教会

全仏理事会開く

四議案を審議承認

全仏の理事会が、去る三月二十六日午前十一時から、曹洞宗宗務庁研修道場で開催された。若槻理事長導師のもと三帰依文唱和の後、矢萩事務総長並びに若槻理事長が挨拶、議長に若槻理事長、議事

録署名委員に寺田義淳、江連俊則の両師を選んで議事に入った。
議案第一号「事務総局人事の承認を求めめる件」
野田総務局長より上程。三月十三日文

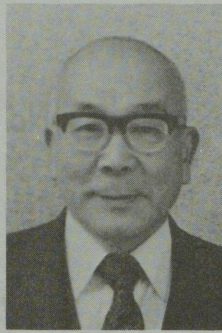
野田総務局長より上程。名称を「全仏事務担当者連絡委員会」とすることで、設置が承認された。
議案第三号「専門委員会改廃の承認を求めめる件」
野田総務局長より上程。質疑応答の後

部大臣より改訂が認可された、新しい寄付行為に基づいて作られた事務局案に対し質疑応答が行われた後、原案通り承認された。
議案第二号「全仏担当者連絡会議（仮称）設置の承認を求めめる件」

原案通り承認された。
議案第四号「ルンビニ―復興日本仏教徒委員会規約一部変更の承認を求めめる件」
井上国際文化局長より上程。杜多国際部長が説明の後、原案を一部修正の上、承認された。
報告事項「部落解放研究所宗教部会からの申し入れについて」
中村組織局長から、宗教部会で全仏が問題提起を行ってほしいとの連絡があったことが報告された。
野口事務次長閉会の挨拶で、全ての日程を終了した。

責任の重大さを感じる

理事長 若槻 修道



若槻理事長

常に高まっております。税務対策、信教の自由に関する問題、同和推進、さらに国際交流等、積極的にししかも喫緊に取り組むべき課題が山積しております。

これらの諸問題に対する全日本仏教会の活動が、全国五十八宗派八万ヶ寺の一ヶ寺一ヶ寺に係る問題解決に寄与するものと信ずるものでありますが、無くてはならない、真に愛せられ、期待される全日本仏教会であり続けるよう前進したいと願っております。

何とぞ、ご加盟の各宗各派、県仏、各団体の先覚諸師の格別のご支援、ご教導を伏してお願ひ申し上げます。

このたび全日本仏教会理事長に御推挙を頂き、その任をお受けすることになりました。
もとより浅学非才の身で、その重職を汚すのではないかと恐れるものであります。
思うに、私が久しく遠ざかっていた全日本仏教会は、現在その社会的役割が非

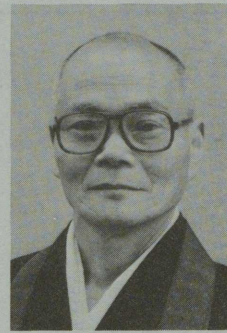
日宗連の理事会・参議会 新理事長に亀谷荘司氏

日本宗教連盟は、全日本仏教会をはじめとして教派神道連合会、日本キリスト教連合会、神本社庁、新日本宗教団体連合会の五団体から成っている。各団体は五年に一回、理事長・事務局長を輪番で勤め、相互の連絡・交流を行う一方、宗教界の共通の課題、最近では

税制をめぐる諸問題に対処してきた。
四月七日午後四時より、日本聖公会東

京教区会館を会場として、本年度第一回の理事会・参議会が幹事会にひきつづき開催された。
主な議事は、昭和六十年年度決算の承認並新理事長の選任で、新たにキリスト教の亀谷荘司氏が選出された。
会議の終了後、三浦朱門文化庁長官を主賓に迎えて懇親会が和やかに開催された。
日本宗教連盟への本会より出向の方々
は次のとおりである。
理事 若槻修道理事長
参議 桑原眉尊曹洞宗宗務総長
藤原義昭浄土真宗本願寺派総長
古賀制二真宗大谷派宗務総長
武田奇彦浄土宗宗務総長
野口善雄事務総長
幹事 川島宏之総務部長
税制特別委員 石川浩徳財務部長

全仏事務総長就任の挨拶



野口事務総長

野口善雄

この度、はからずも事務総長に推薦をいただきましたが、みずからを省りみますと、誠に不相応な大役をお受けいたしました感が強く、恐縮いたし、また力量の足らざるを憂えておる次第であります。特に事務局の機構が改革され、従来の局長制度が廃止された初年度でもありますので、正直申し上げて、不安がある訳でござ

ざいですが、幸にして会長、理事長並びに関係の諸先生方の御指導をいただき、また、各宗より出向されました事務局職員の皆様は、みな選ばれた経験豊かな、エキスパートの方々でありますので、この皆様に支えられて、一生懸命、なんとか努力精進いたし、与えられた責任を完ういたしたいと存じております。

時局は変転し、大きな組織の力をもつて対処すべき諸問題が続出したしております。今こそ、全日仏の責務や大なりであります。

何卒、諸大徳のご協力をいただきたく、御願ひ申し上げます。

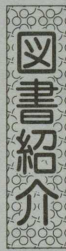
部落解放基本法制定

を求める署名運動

ご協力をお願い

部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会（会長大谷光真・浄土真宗本願寺派門主）より、部落解放基本法制定を求める署名運動についての協力要請がありました。署名用紙はすでに加盟宗派、県仏、諸団体へご送付いたしましたので、よろしくご協力下さるようお願い申し上げます。

なお、署名用紙は五月三十一日迄に本会へご返送下さい。また、用紙が不足の場合は本会迄ご連絡下さい。



業・宿業観の再生——人間復権へ

当日は大山義信同和推進部長、神代紹文同次長が出席した。

総会は先ず議長、来賓各氏挨拶の後、昨年度事業報告、一般会計歳入歳出、特別会計決算の報告の順で審議承認され、引き続き今年度の事業計画案が裁決、同一般会計歳入歳出予算案、特別会計予算も審議承認された。また同宗連規約の一部改正について活発な質疑応答があり、出席教団大多数の賛成をもって承認された。総会終了後同会館内において懇親会が開かれ終始和やかな雰囲気包まれ、後に随時分散した。

四月十四日京都同志社新島会館に於て、同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議（同宗連）第六回総会が午前十一時より約三十九教団百余名の参加者をもって開催された。全日本仏教会は、同宗連の協賛団体であり、

同宗連総会開く 京都で約39教団 100余名参加して

寺院用具
浅草通り五鳳会加盟店
株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)
電話 代表 (841) 4965

の宗教的試論

小森龍邦著

部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会事務局長・部落解放同盟中央本部書記長の小森龍邦氏が著わした『業・宿業観の再生——人間復権への宗教的試論』（解放出版社・価一八〇〇円）が出版されました。

小森氏は、当会でも第四・第五回の同和研修会において講演を賜り、重大な課題を提起していただきました。

本書についてのお問い合わせは、解放出版社（大阪〇六・五六一・五二七三）または、東京〇三・二九一・七五八六）までお願いします。

挨拶する大西正義同盟副委員長



仏教教団が取り組んできた過去の差別の事実調査を通して、差別戒名墓石や過去帳の差別的記述や差別的様式等が明確にされてきたが、中でも、差別戒名の手引書と考えられる『貞観政要格式目』や『無縁慈悲集』に、被差別の側にたたされる者を燕丹国より渡来した人種として位置づけている記述が

識を温存させている基底になっている事も明確にしておかねばならない。もしこれを、単に差別戒名手引書↓差別戒名という一側面からのみとらえるならば、大きな誤りをおかし、その本質を見失うことになりかねない。身元調査を撤廃していく運動が提唱されて久しいが、身元調査そのものは

身元調査が「何の為に」行なわれるのか、その目的、動機、結果からくる問題は何かということをもふまえないければ、この身元調査撤廃運動は実を結ばない。しかもその背後にある、すでに先に述べた部落に対する偏見のとりになってそこから脱け出せていない認識、また宿業という問題で強い支えに

り、意識を変革させたりするような営みとして位置づかないと考えている。一つの側面から安易に結論を見出したところで、それが真の部落問題解決に結びつかないということは、朝日新聞の中で提起され、同紙で論陣をはったセンダラ解釈をめぐってのことで明らかである。

同利推進のために

差別のとりえ方

山北光彦 (浄土宗同和推進事務局)

見られる。これは今日の部落史からすれば大変な誤りで、支配者の政治的意図をもってつくり出された差別を隠蔽するものであることは明らかであり、また部落差別を今日も根強く支え偏見を正し得ていない課題に当る部分であるところの部落の人々は「人間が違」

単純で大まかではあるが人間分類であろうし、結婚、就職、商取引等にかかわって興信所等で調査される内容は、著しく人権を侵害している。また、現実の社会生活の中で自分の知らないうちに情報が伝達され、その情報によって一定の制約を受けたり、著しく生き

なってきた仏教の布教、伝導の過去の有り方等、これらを総合的にとらえていかなければ、問題の本質にせまる事も、運動の成果をあげることも出来ない。そして常に部落問題はこのようにして、研究、検討されていかなければ、偏見をなくしたり、正しく理解させた

部落に対する予断や偏見は、これまで支配する側、権力の側からの文化によって支えられてきた事は明白である。今、差別意識の根源のところに「穢れ」意識がよこたわっている事実とてらし合わせてみると、賤視観、不浄観に触れないで差別批判を展開してみても、長い歴史の中で形成された意識を変えることは出来得ないであろう。仏教徒としての啓発にかかわる重要課題として統一のとらえを全日仏として取り上げるべきだと提案してきた。

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕本堂を新築しようという話がかもち上がりましたが、全額を檀信徒から寄付するというわけにもいきませんので、従来駐車場として貸していた土地を売却してこれを建築費の一部に使うということになりました。同時に土地代金の一部で安価な土地を購入してこれを駐車場に貸付け、その代金で本堂のランニングコストを得ようと総代からはいつています。その場合土地の売買代金に税金はかかってくるものでしょうか、御教示下さい。(大阪K住職)

〔回答〕御承知のように駐車場に土地を有償で貸付けている場合には、駐車場業としてお寺の収益事業となります。ところで収益事業に使っていた土地を

売却した場合にその代金は収益事業の所得になるかどうかが問題です。この売却代金が収益事業の所得となれば税金がかかりますし、所得にならないとされれば課税されません。従来は収益事業を廃止する場合に限り課税されず、それ以外は収益事業に使用しておればすべて課税されるという取扱いでしたが、昭和五十六年の通達の改正で相当期間保有していた土地の場合には課税されない取扱いに変更されました。右の相当期間とはおおむね十年と解されています。

そこで貴寺の場合ですが、従来から

本堂新築と駐車場売却

駐車場として貸付けている土地はいつお寺の土地になったのでしょうか。それが十年以上前からお寺の土地になっておれば、その売買代金は収益事業の所得となって課税されません。しかしそれよりも保有期間が短かいと課税されるということになります。但し、駐車場業を廃止する場合には、短期保有の場合であっても課税されません。ですから、その土地が十年以上前からお寺のものである場合には、土地を買いかえて駐車場業を続けても課税されないこととなりますが、短期保有の場合

ですと、ランニングコストを得るためには、土地を買い換えて駐車場業を続けると課税関係が生じることになりますから気を付けて下さい。

ところでこのような結論は、現行税制が、土地や建物などの基本財産益（キヤピタル・ゲイン）については収益事業課税の対象にしないという原則を採っているものと説明されており、この趣旨を昭和五十六年の通達改正がより徹底した形で明確化したといわれています。これを公益法人についていえば、本来ならば国や地方公共団体が行うべき公益事業を公益法人が荷っているの

であるから、その見返りとしてせめて法人税は課さないことにしようという考え方の延長としても位置づけられるものです。即ち、公益法人に法人税は課されなく、例外的に収益事業を行なっているときのみ収益事業所得とその附属事業所得とに課税されるしくみになっているわけですが、収益事業になるかどうかの判定、収益事業所得になるかどうかの判定に、基本財産益は課税の対象にしないという原則を適用するゆえんのもの、多くの公益法人が基本財産を運用することによって本

来国や地方公共団体がやるべき公益事業を行っているのであるから、この基本財産益には課税しないということによって公益法人の公益事業を支援するところにあるとも考えられます。

そうしますと、公益法人の金融取益に課税しようとする近時のすう勢は、右の考え方に反することになりましょう。お寺でもそうですが、公益法人の多くは基本金を積み立てておいてその運用益で公益事業活動をしています。基本財産の処分益にも課税しないのならば、その運用益にも課税しないというのが当然ではないでしょうか。基本財産である土地や建物（本堂や会館）の賃貸料収入も安易に収益事業収入としてしまう近時の傾向もまた公益法人には課税しないという右の考え方と矛盾するように思います。

いささか御質問とかけ離れたことを申し上げたかも知れませんが、御質問は、公益法人に対する課税強化という近時の動向に対処する理論的根拠を考えるうえで重要な問題を含んでいると思います。

なお、全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

哀 悼

鈴木信郎（全仏元理事長）

三月十四日、九十五歳で遷化。真宗大谷派元宗務総長。

局内人事

事務総長	矢萩信顕	3・31	退任
事務次長	野口善雄	3・31	退任
総務局長	野田英隆	3・31	退任
組織局長	中村昌之	3・31	退任
国際文化局長	井上日宏	3・31	退任
庶務部長	川島宏之	3・31	退任
財務部長	剛山浩義	3・31	退任
時局対策部長	小山榮雅	3・31	退任
組織部長	齋藤明聖	3・31	退任
国際部長	杜多茂夫	3・31	退任
文化部長	川田聖成	3・31	退任
庶務主事	野生司祐宏	3・31	退任
財務主事	菅野孝江	3・31	退任
時局対策主事	藤木雅雄	3・31	退任
組織主事	塚田章憲	3・31	退任
国際主事	小峰立丸	3・31	退任
文化主事	長谷川義彰	3・31	退任
庶務書記	水野和子	3・31	退任
事務総長	野口善雄	4・1	新任
総務部長	川島宏之	4・1	新任
財務部長	石川浩徳	4・1	新任
同和推進部長	大山義信	4・1	新任
社会部長	齋藤明聖	4・1	新任
国際文化部長	杜多茂夫	4・1	新任
総務部次長	野生司祐宏	4・1	新任
財務部次長	瀬戸隆海	4・1	新任

同和推進部次長	神代紹文	4・1	新任
社会部次長	上田則夫	4・1	新任
国際文化部次長	小峰立丸	4・1	新任
総務部主事	水野和子	4・1	新任
財務部主事	菅野孝江	4・1	新任

本誌の転載でお願い

- ①全仏社会部まで、転載する旨をご連絡下さい。
- ②筆者の了解を求めて下さい。
- ③転載されました記事については、各紙誌にその旨、ご明記下さい。
- ④転載紙誌を、全仏社会部宛お寄せ下さい。

事務局録事 四月

- 七日 日宗連理事會
- 九日 局内會議
- 十日 法律相談室
- 十四日 同宗連總會出席
- 十五日 基本法実行委員會
- 十七日 阿部野龍正會長・高野山管長 晋山式出席
- 十八日 桜を見る会出席
- 二十一日 局内會議
- 二十三日 WFB執行委員會（タイ）
- 二十四日 同和委員會
- 二十五日 法律相談室
- 二十六日 同宗連現地学習會出席
- 二十七日 麻生文雄副會長・醍醐派管長 晋山式出席
- 三十日 基本法制定要求中央行動出席
- 基本法実行委員會

生活は、体温。



ゆとり、ふくらまそうね。中期国債ファンド

笑っていますか、大きな声で。持っていますか、口ずさむ歌。いきいきエブリデイ。ぬくもりと、ゆとり。大切な貯蓄も、そんな暮らしのためのものでありたいですね。いかがですか、有利さで便利さで、いま注目の中期国債ファンド。毎月複利でふえつづけ、しかも出し入れが自由。みなさんの資金も、上手に活かすなら、ひとまずは中期国債ファンドへ。夢が、ゆとりが、ふくらみます。弾みます。

預ける貯蓄から、ふやす貯蓄へ。

山一證券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)

*中期国債ファンドの設定・運用は、山一投信委託 *お申込みの際は受益証券説明書をご覧ください。